

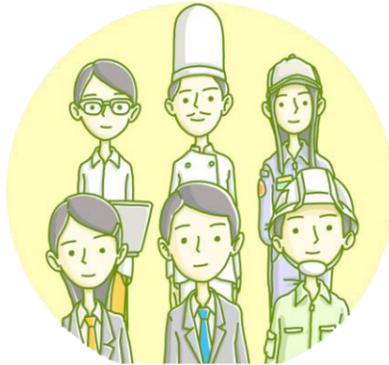


使わな損ソコ！ 世羅町ならではの助成制度をご紹介します

世羅町と世羅町商工会では地域の事業者の皆様を支援するため、他地域に無い様々な助成制度を設けています。例年、多くの事業所の方にご活用いただいておりますが、より多くの事業所にご活用いただきたく、改めてご紹介させていただきます。なお、利用には一定の要件がありますので制度ご利用を検討の際は、予め、職員までお問合せください。

【売上拡大の取組みに対する助成制度】

①持続化支援助成金（R1年度申請状況 11社）
事業計画に基づく『販路の開拓』や『生産性の向上』の取組みに係る経費の一部を助成します。
（補助率 2/3、上限 30万円）
例えば「より付加価値の高い加工が出来る設備の導入」、「これまでと異なる層へのPR活動（チラシ、HP等の制作）」といった取組みが対象になります。
『投資したいけど負担を感じる』、そんな時に背中を押してくれる制度になっています。



日頃の経営を円滑に

②販路拡大支援助成金（R1年度利用状況 5社6回）
人口規模の大きな都市で開催される産業見本市等への出展に係る経費の一部を助成します。（補助率 1/2、上限 3万円/県内・10万円/県外、年2回まで利用可能。）
例えば、都市部で開催される「ビジネスフェア」や「物産展」に出展する際の小間料・装飾費・製品運搬費が対象となります。（旅費等は対象外です。）



【経営課題の解決に向けた取組みを支援】

①専門家派遣事業（R1年度利用状況 8社21回）
専門的な経営課題の解決のため、事業所に専門家を派遣する事業です。商工会で選定した専門家が事業者の悩みの解決をサポートします。
相談事例は様々で、『労務問題に関すること』、『新商品の開発や販路開拓』、『中長期的な経営戦略・計画策定』などの活用例があります。
いつもと違う切り口からのアドバイスを得られる機会となる制度です。



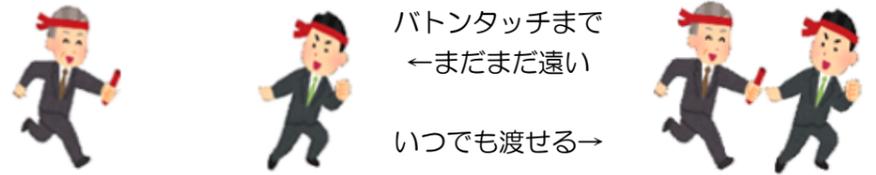
②研修会等受講支援（R1年度利用状況 28社48回）
日常の業務に必要な基礎的な研修から新たな技能習得の高度な講習会まで、事業の実となる研修を受講する際の費用の一部を助成します。（補助率 2/3、上限 6万円/年）
最も多くの事業所にご利用いただいている制度で、業種を問わず様々な研修に参加されています。



スムーズなバトンタッチに向けて

【後継者への引継ぎ・事業の継続に対する助成制度】

①後継者育成
事業継続に必要な人材を確保するため、将来的に事業主となる予定で世羅町内に住所を有する45歳未満の者を雇入れた場合に、12ヶ月を限度に人件費の一部を助成する制度です。
（助成額：月額5万円以内）



②事業承継助成金
事業承継を行う者が、経営計画に基づき事業承継時の経営安定と円滑な事業展開のために取り組む店舗の改修や看板等の屋外広告物の制作設置といった投資活動に係る費用の一部を助成します。
（補助率 2/3、上限 30万円）
まだ利用実績が少ない制度ですが、事業承継実施の前後1年間が対象となりますので、これから事業承継を考えておられる方だけでなく、最近事業を引き継いだという方もご利用いただけます。

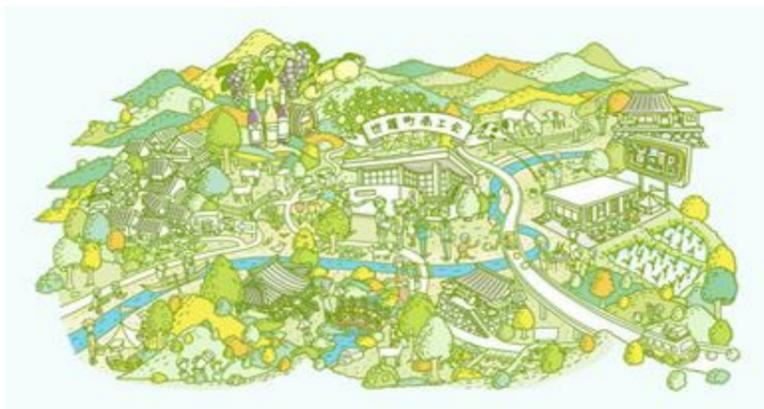
取材受入事業所・広報記事を募集中です！

『商工会報』や『商工会HPまるせら.com』で事業所の取組みや新商品の広報が出来ます。担当者が取材に伺いますので、ぜひご活用ください！

① 商工会報でご紹介

2ヶ月に1回、会員の皆様にお配りしております商工会報であなたの事業所を紹介させていただきませんか？
同じ地域でも知られていないかも知れないあなたの事業所の『スゴさ』を是非私たちに教えてください！

地域の仲間の頑張りと共に共有が更に地域の活力を高めることに繋がると考えておりますので是非ご活用ください。



リニューアルした商工会のHP、もうご覧になられましたか？ お気づきの点、ご意見をお聞かせください！

②まるせら.comへ記事掲載

HPのリニューアルによりご迷惑をお掛けしておりました事業所紹介のページを中心に、新たな機能実装に向けて準備を進めております。（事業所紹介ページへの新機能実装は12月頃を目途にしております。）

まるせら.comは、より充実した内容で皆様の事業所をご紹介出来るよう努めてまいりますので、是非積極的なご利用をお願いいたします。

働き方改革、進められていますか？

厚生労働省と関係機関では、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のために取り組んでいます。

- 社員には家族の時間を大切にしてもらいたい。
- 残業代も削減できるならその方がいい・・・
- でも、納期があるし・・・

雇用する側も悩んでいるように



- 家族の時間も大事にしたいけど、収入が減ると困るし・・・
- 周りの人が休んでないのに自分だけ休むのは気が引けるな・・・
- 働く側も悩んでいる・・・

「働き方改革 出張個別相談会」

世羅町では広島働き方改革推進センターとの連携により、下記の日に「働き方改革 出張個別相談会」を開催します。

随時施行が開始されている働き方改革に関連した法案に対して、事業者の皆さまが取り組まなければならない課題を解決するための相談会です。

開催日：2019年12月11日(水)
2020年1月8日(水)、2月12日(水)、3月11日(水)
時間：13時～16時（1社あたり1時間程度）
場所：世羅町商工会
申込：商工会HPより申込用紙をダウンロードいただくか、下記連絡先までご連絡ください。
連絡先：世羅町商工会 電話 0847-22-0529
世羅町役場商工観光課 電話 0847-22-3216
広島働き方改革推進センター 電話 0120-610-494

労働基準監督署の『個別訪問』支援

ご存知ですか？ 時間外労働の上限が規制されます

2019年4月1日から施行されている時間外労働の上限規制について、導入が猶予されていた中小企業においても、**2020年4月1日から規制**されることになっています。

労働に関する様々な法律の理解や事業場における長時間労働の削減等のための自主的な取り組みをサポートするため、事業場の要望に応じたきめ細かな説明が受けられます。



詳しくは尾道労働基準監督署 監督課
(☎0848-22-4158)までお問合せいただくか、
☞こちらのQRコードからもご確認いただけます。

働き方改革に関連した助成金制度は3種類

時間外労働等改善助成金



長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取組む中小企業事業主の皆様を支援します。
時間外労働の上限設定に取組む中小企業事業主に対してその実施に要した費用の一部が助成されます。(全5コース)

業務改善助成金



中小・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内の最低賃金上げを図る制度です。
生産性向上のための設備投資を行い、事業場内の最低賃金を引き上げた場合に、設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金



いわゆる「非正規雇用労働者」の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して取組みに応じて一定金額が助成される制度です。

消費税率引き上げ、その後は如何??

10月1日に消費税率が10%に引き上げられて1ヶ月が経過しました。飲食料品等への軽減税率適用やキャッシュレス決済・消費者還元事業によるポイント還元など、消費者目線での負担感という点では大きな影響はまだ目に見えて来ていない感もあります。

一方、事業者の皆様には日々の経理と年に一度の決算申告に大きな影響があり、どうするべきか、悪戦苦闘されておられる方が多いことと思います。

世羅町商工会では『「税務なんでも」相談会』と題し、消費税を中心とした税務相談会を右記のとおり開催いたします。

事業名：「税務なんでも」相談会
開催日：令和元年11月29日(金)13時～15時
場所：世羅町商工会 本所 相談室
内容：税務に関する個別相談
講師：垣内 晴子 税理士
備考：個別相談会のため、お申込み受領後に時間を調整します。



本会報に案内を同封しておりますので、是非、参加をご検討ください。

女性部活動報告

新規入部者募集中

肌寒さが押し寄せてきておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
私たち女性部は、寒さに負けぬよう、楽しく・美味しく・実になることをモットーに事業に取り組んでいます。

11月6日には『モノとココロの整理術』をテーマに『これからの人生を生きていく上での心構えとモノとの付き合い方』についてのお話を聴きました。

折しも、10月に開催された備南地域協議会研修会で『100年自分史』を作った際に『思い出せない過去を振り返るよりも、これからどういう人生にしていきたいかを書いてみては?』という語りかけがあったことを思い出し、『**変えられない今まで、よりも変えられる「これから」**』に意識を向けることが出来る非常に前向きなセミナーだったと感じています。

そんな女性部では来年1月19日に恒例の新年研修会を開催!!

講師はなんと気象予報士の**勝丸恭子さん**

多発する自然災害に対する備えのあり方や行動について学び、これからの人生がより実り多いものになればと思います。

これからの女性部を、私達と一緒に作っていきませんか?



編集後記 携帯 → スマホ

先日、孫たちがじゃれている際にひじの関節が外れて大慌て(汗) 大号泣の孫をオロオロと見守る私をしり目に、息子はサクッとスマホで検索。あやしながらあっさりひじの関節をはめ、ひと安心。スマホで応急処置?治療?すごいよパパ・そしてスマホ♡

最初に携帯電話を手にした時は「カメラが付いた電話」的な存在でしたが、最近では確定申告も「スマホ」で出来る時代になり進化に驚きます。

かつての「わたしはガラケーよ!」から、現在ではスマホ割合は約9割、そして、スマホ利用者の職業別では学生を抜いて会員の皆様のような「経営者・役員」がトップとのこと。ちなみに利用されているアプリの上位はNHKニュース・防災、Google マップ・ナビ・乗換案内、YouTube、LINE、Instagram、クックパッド等とのこと。

機能についていけない私にとってもスマホは手放せないアイテムとなりましたが、皆さんはどのように活用されていますか?
(S)



